

平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久 (コード番号 8113 東証第一部) 問合せ先 グローバル人事総務本部長代理 志手 哲也 (電話 03-3451-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、すべての連結子会社と決算期を統一することで、グループ一体運営の推進および経営情報の適時、的確な開示による更なる経営効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

これに伴い、現行定款第 11 条、第 12 条、第 36 条、第 38 条に、所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第55期事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日 定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 25 日

以上

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (招集) | (招集) |
| 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、 臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 | 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月に招集し、 臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 |
| (定時株主総会の基準日) | (定時株主総会の基準日) |
| 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 | 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。 |
| (事業年度) | (事業年度) |
| 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から <u>翌年3</u> 月31日までの1年とする。 | 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31 日までの1年とする。 |
| (剰余金の配当の基準日) | (剰余金の配当の基準日) |
| 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日と する。 | 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日と する。 |
| 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9</u> 月30日と する。 | 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6</u> 月30日と する。 |
| 3. (省 略) | 3. (現行どおり) |
| (新設) | <u>附則</u> |
| | (第55期の事業年度の期間) 第1条 第36条の規定にかかわらず、平成26年4月1日 |
| | から始まる第55期事業年度は同年12月31日まで |
| | <u>の9ヶ月間とする。</u> |
| | _(第55期の中間配当の基準日)_ |
| | 第2条 第38条2項の規定にかかわらず、第55期事業年 |
| | 度の中間配当の基準日は平成26年9月30日とす る。 |
| | (附則の有効期限) |
| | 第3条 本附則は、第55期事業年度終了後これを削除する。 |